



BA東京タイムス

発行人 金内光信

編集人 細井宏武

印刷所 ㈱プレス

発行所
東京都美容生活衛生同業組合
〒151-0053
東京都渋谷区代々木1-56-4
美容会館
TEL (03)3370-2131(代)
FAX (03)3379-0160
http://www.beauty-city.com

公 告

第24回通常総会

日時 平成28年5月24日(火)午後1時
場所 美容会館9階ホール

第67回通常総代会

日時 平成28年5月24日(火)午後2時
場所 美容会館9階ホール
東京都美容生活衛生同業組合

雇 用 情 報

急がれる社会保険への加入取り組み

雇用状況が好転しているといわれる中、美容業界では人手不足が常態化し、一向に明るい兆しが見えてきません。美容従事者が集まらないのは労働環境に原因があるとも言われていますが、小規模

雇用状況が好転しているといわれる中、美容業界では人手不足が常態化し、一向に明るい兆しが見えてきません。美容従事者が集まらないのは労働環境に原因があるとも言われていますが、小規模

模倣細事業者にとつて労働環境の改善は思いうようにならないのが実情です。しかし、美容の仕事は人と技術あつての商売。技術の向上はもとより、求める従事者が店に来てくれないければ経営は成り立ちません。優秀な人材を確保するには、社会保険等に加えて雇用条件、労働環境を整備することが求められます。

人手不足解消は労働環境整備から 求められるマイナンバー記載

は事業主が一部負担(条件あり)することになり痛みを伴いますが、加入することで従事者が安心して働ける職場環境が整い人材確保に結び付き、定着率も向上するはずで

活用しよう、国の助成金

雇用保険適用事業所の事業主であることが条件で雇用関係の国の助成金は現在次のようなものがあります。

- ①従業員の雇用維持を図る場合の助成金
- ②離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金
- ③従業員を新たに雇い入れる場合の助成金
- ④従業員の処遇や職場環境の改善を図る場合の助成金

第13回理事会・支部長会開く

総会・総代会、5月24日に開催

第13回理事会・支部長会が3月10日午後6時30分から美容会館2階研修室で開催されました。平成27年度収支予算の執行見込みや、諸事業等の取組み状況など10件の事業等が報告されました。付議事項では総会・総代会の日程や総会への提出議案など4件が付議されて、それぞれ提案どおり承認されました。報告事項及び付議事項は次の通りです。

報告事項

- 1、平成27年度収支予算の執行見込みについて
- 2、役員・総代等選挙選

任規程施行細則について

- 3、平成28年永年勤続役員及び従業員の表彰について
- 4、第44回全国大会の開催と観客動員の協力について
- 5、平成28年新年会の収支決算について
- 6、第58回ガラ・ド・ラ・コワフュールの準備状況について
- 7、後援名義の申請について
- 8、各支部、委員会からの報告事項について
- 9、関連団体からの報告

第1号議案

第24回通常総会及び第67回通常総代会の開催について

第2号議案

第24回通常総会の提出議案について



「総代選任の件」を提出することが承認されました。

平成29年新年会の開催及び日時・会場について
常任理事会に一任することとし、準備・実行等については次の実行委員会に引き継ぐことが承認されました。

第3号議案

規程の追加等について
組合等で特定個人情報(マイナンバー)を扱う際の規程を新たに制定し併せて関連する現行の規定等の一部変更することが承認されました。

第4号議案

詳しくは「事業主のための雇用関係助成金」で検索し、厚生労働省のホームページをご覧ください。

雇用保険料率引き下げへ

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は平成28年度より別表のとおり引き下がる予定です。

	従業員負担分(B)	事業主負担(A)	雇用保険料率(A+B)
美容業など一般事業	4/1000	7/1000	11/1000

①フレッシュマン教育セミナー

新人美容師・スタッフにピッタリ！
日時 4月19日(火)
午前11時～午後5時
受講料 5,250円

②新入社員受入れセミナー

新入社員を受け入れ側のあるべき姿、整えるべき体制を学ぶ。
日時 4月26日(火)午後1時～4時30分
受講料 3,000円
上記①②ともに会場は美容会館。受講のお申込等詳細は同封のチラシをご覧ください。
電話 03-3370-2131 FAX 03-3379-0160
主催 BA東京教育部

コンテスト技術講習会

☆コンテスト技術を基礎から勉強

日時 **ヘアコース** ☆カット&ブロー科
☆クリエイティブ・ファッション科
5月11日(水)・18日(水)
6月1日(水)・8日(水)
※時間はいずれも午後7時～10時
着付コース ☆中振袖着付科☆留袖着付科
5月10日(火)・17日(火)
6月7日(火)・14日(火)
※時間はいずれも午後7時～10時
場所 美容会館2階 組合研修室
受講料 12,000円(4日間コース)
講師 ヘアコース 掛川吉隆
着付コース 福元和見
申込み BA東京 TEL 03-3370-2131へ
主催 BA東京 教育部 (詳細は本紙同封のチラシで)



着付師社内検定受験講習会のご案内

☆これで万全 一傾向と対策一

日時 学科: 5月17日(火) 午前10時～午後4時
実技: 9月～11月の間の2日間を設定します。
場所 美容会館2階研修室
募集等級 初級、中級、上級
受講資格 組合員及びその従業員
受講料 学科: 各級 10,000円
実技: 初級 10,000円
中級 20,000円
上級 30,000円
講師 社内検定指導講師
申込み BA東京 TEL 03-3370-2131へ
主催 BA東京 教育部(詳細は本紙同封のチラシで)
※受験される方は、是非この講習会にご参加ください。



第58回 ガラ・ド 入場券販売はじまる

申込みは支部長へ（2,500円）

6月28日（火）に大田区総合体育館で行われる第58回ガラ・ドの入場券販売が始まりました。料金は2,500円です。お申し込みは所属支部で取り扱っていますので支部長さんにお申し出下さい。毎回、熱い戦いを見せてくれるコンクールですが、今年は新たにフリースタイルのカット競技が加わり8種目で行われます。また、今回は組合員以外の参加もOKとなり開かれたコンクールとして注目されています。そして、お馴染みのタカラグループによるステージも見逃せません。毎回そのクオリティの高さが来場者の目を楽しませてくれます。また、協賛商社の展示販売も例年どおり行われます。ご期待下さい。そして来場者の楽しみの一つが恒例の入場券半券による抽選会。今年

イベント
スケジュール（予定）

11:00 開場
11:30 開会
11:35 コンクール
16:10 ショーステージ
17:15 セレモニー
18:15 終了
（表彰式・抽選会）



期 日	平成28年6月28日（火）
会 場	大田区総合体育館
入場料	2,500円
主 催	東京都美容生活衛生同業組合
後 援	東京都、大田区
協 賛	東京都生活衛生営業指導センター 東京都ビューティサプライ協同組合 東京美容家集団 東京認定美容師会
内 容	①美容技術コンクール（8種目） ②アトラクション（ショーステージほか） ③商品展示・販売 ④抽選会

別講座 特教養 講演「家族という病」 & きものショー

東京認定美容師会

東京認定美容師会（鈴木則子会長）では、さる2月23日（火）正午より目黒雅叙園に於いて特別教養講座を盛大に開催しました。



その後は、当会メンバー等の着物による結婚式をイメージしたショーステージ「日本の美しいき



もの」を堪能し、美味しい料理を食しながら楽しいひと時を過ごしました。

誰でも自由に 参加できる サロン繁栄 勉強会

日 時	平成28年4月22日（金） 19:00~21:00
会 場	美容会館2階研修室 渋谷区代々木1-56-4
テーマ	「色々なヘアエクステ講座」 10代~60代と年齢を問わず利用できる最新流行の「シールエクステ」、髪の毛のボリュームがよみかえる「増毛エクステ」など、エクステの最新事情を体験学習いたします。
講 師	エクステ市場講師陣ほか
会 費	認定会員 無料 組合員及びそのスタッフ 500円 非組合員 1,000円
申 込	本紙同封チラシにある申込書に記入しFAXにてお申込みください。
主 催	東京認定美容師会（TEL 03-3370-4744）

組合員の皆様へ

組合員の皆様は次の制度に加入しています。

- 美容所賠償責任補償制度
お客様にケガをさせたり、お客様の衣類を汚したり、預かり物をこわしたり…美容所がお客様に法律上の損害賠償責任を負担される場合に、補償金をお支払いする補償制度です。
- 災害共助会
美容所が火災、自然災害により被害を被ったとき、お見舞金が支払われます。

詳しくはBA東京事務局へ
TEL 03-3370-2131

※組合加入日と制度加入日は異なる場合がありますので、ご注意ください。

組合員誌

- 3月
- 1日 監事会
 - 3日 TBA月例会
 - 4日 広報会議
 - 8日 訪問美容講習会
 - 10日 理事会・支部長会
 - 11日 総務部会
 - 23日 関連団体連絡会議
 - 25日 サロン繁栄勉強会
 - 30日 経営・組織部会
- 4月
- 1日 役員・総代等選挙管理委員会
 - 4日 広報会議
 - 6日 ガラ・ド実行委員会
 - 7日 TBA月例会
 - 12日 監事会
 - 13日 常任理事会
 - 19日 日本着付学術会講習会
 - 22日 フレッシュマン教育セミナー
 - 26日 サロン繁栄勉強会
 - 26日 新入社員受入れセミナー
 - 27日 関東ブロック理事長会

組合諸制度 3月の状況

■総合福祉共済制度 ●特別給付金支払状況

（単位：円）

給付項目	件数・金額	件数	給付金額
結 婚 祝 金		3	300,000
第一子誕生祝金		4	260,000
子 供 誕 生 祝 金		0	0
金 婚 祝 金		1	50,000
銀 婚 祝 金		2	40,000
古 希 祝 金		1	10,000
還 暦 祝 金		2	20,000
長 寿 祝 金		0	0
配偶者死亡弔慰金		1	30,000
子供死亡弔慰金		0	0

◆請求有効期限がありますので、ご請求は忘れずに◆

入院療養見舞金 （継続5日~29日入院） （継続30日以上入院）	4 0	80,000 0
人間ドック補助金	2	20,000
計	20	810,000

※加入1年後から請求でき、請求有効期限は事由発生から1年

●共済金支払状況

（単位：円）

給付項目	件数・金額	件数	給付金額
死亡共済金（病気等）		1	3,000,000
高度障害保険金		0	0
災害死亡共済金（事故）		0	0
災害入院共済金		0	0
障害給付金		0	0
計		1	3,000,000

※請求有効期限3年

第44回全日本美容技術選手権大会

花嫁化粧着付

ネイルアート

出場選手選考会のお知らせ



10月18日（火）に大分県別府市で第44回全日本美容技術選手権大会が開催されます。この大会に組合から選手を派遣しますが、出場選手はガラ・ド上位入賞者に加え、今年のはガラ・ドに無い2種目（花嫁化粧着付・ネイルアート）について別に選考会を行って決定します。その選考会が次の要領で実施されますのでお知らせします。

選考会実施要領
日時 7月12日（火）
午後6時
会場 美容会館2階研修室
選考競技種目
①花嫁化粧着付（人体モデル）

②ネイルアート（チップ）
出場資格 BA東京の組合員もしくはその従業員で美容師免許を有する者。
申込方法 電話にて組合本部にご連絡下さい。所定の申込書に美容師免許証のコピーを添えて組合本部に提出していただきます。後日「競技規則」及び「選考会の案内」をご送付します。
申込締切 5月31日（火）
お問合せ先 03-3370-2131

●傷害通院給付金

（単位：円）

給付項目	件数・金額	件数	給付金額
傷害通院給付金		1	26,600

※請求有効期限1年

■美容所賠償責任補償制度

	対 人	対 物
事故発生件数	3件	1件
保険金支払件数	2件	2件
保険金支払金額	92,736円	36,478円

■日本政策金融公庫融資制度

	振興事業貸付	小企業設備貸付
申込件数	5件	0件
申込金額	3,443万円	0円

■災害共助会制度

火災発生件数	1件
自然災害発生件数	1件
見舞金支払金額	25,000円

美容師の健康

東京美容国民健康保険組合

東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビル TEL 03 (5908) 8201

(題 字：故 山 野 千 枝 子 先 生)

平成二十八年年度事業計画

「保険料」について

平成二十八年年度保険料

(後期高齢者支援金分三、五〇〇円を含む)

一人当り月額

○一般被保険者

※事業主組合員

二一、五〇〇円

※従業員組合員

一五、〇〇〇円

※同一世帯家族

一一、〇〇〇円

○介護納付金賦課被保険者

(40歳～64歳の方)

※事業主組合員

二四、五〇〇円

※従業員組合員

一八、〇〇〇円

※同一世帯家族

一四、〇〇〇円

「一部負担金の割合」について

○0歳～義務教育就学前

2割

○義務教育就学から～69歳

3割

○70歳以上

1割または2割

(現役並み所得者3割)

「被保険者証」

四月一日から

更新されます。

現在使用している「被保険者証」の有効期限は、三月三十一日までとなっております。四月一日からは、新しい「被保険者証」に次のとおり更新されます。

▼更新の時期

平成二十八年四月一日

▼有効期限

平成二十九年三月三十一日

但し、後期高齢者(75歳以上)になる方は誕生日の前日

▼色調

※㊦「被保険者証」は有効期限が、三月三十一日までとなっておりますので、期限が過ぎましたら、国保組合へ返還して下さい。

公 示

(平成二十八年四月一日)
(公示第三一〇号)

平成二十八年三月十四日第一七一回組合会の議決に基づき、「平成二十八年度事業計画・歳入歳出予算」について、国民健康保険法第二十七条第

一、基本方針
昨年5月に、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、本年度から所得水準の高い国保組合に対する定率補助が32%から5年間にわたって13%に段階的に実施されるとともに、後期高齢者支援金及び介護納付金の特定被保険者に対する補助率についても16・4%から13%に引き下げられるという大変厳しい状況となっております。

政府には、高齢者医療費の負担構造改革を最優先に取り組み、前期高齢者医療に適切に公費を投入し、過重な現役世代の負担軽減を図っていく必要があります。

本年度の予算については、被保険者数の減少、保険料及び国庫補助金の減額、医療費並びに高齢者医療費拠出金の減少等が見込まれる中、保険料は介護分を含め現行どおり据え置くこととしております。

また、マイナンバーの情報連携に向けた対応をするためのシステム改修を推進するとともに、医療費の適正化、事務の合理化、経費の節減等の取

り組みについて一層強化してまいります。

昨年度から実施をさせていたいております組合の「資格の確認調査」について、個人番号の提出も併せて引き続き調査を行なうこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

国保組合を取り巻く情勢は厳しく、先行きは不透明な状況にありますが、変化する状況を的確に把握し、適正な事業運営を行ない、組合運営の効率化と健全化を図っていくこととします。

二、被保険者
平成二十八年年度年間平均被保険者を、一九、〇〇〇人とし次のとおり策定する。

年間平均被保険者数
・事業主組合員 二、五〇〇人
・従業員組合員 一一、五〇〇人
・同一世帯家族 五、〇〇〇人
合計 一九、〇〇〇人

介護納付金賦課被保険者数
五、四〇〇人

都内居住被保険者数
一四、三〇〇人

特定被保険者数
一〇、〇〇〇人

前期高齢者数
五、四〇〇人

三、保険料
保険料賦課額を次のとおりとする。

・被保険者一人当たり
平均月額 一八七、八六三円
年間月額 一五、六五五円
二十七年年度 一八七、一七二円

〔平成28年度歳入歳出予算〕

入			出		
科 目 (款)	予算額 (千円)		科 目 (款)	予算額 (千円)	
1 保険料	3,569,551	2	1 組合費	7,650	
2 一部負担金	2		2 総務費	299,642	
3 使用料	1		3 保険給付費	2,915,046	
4 国庫支出金	1,621,878	2	4 後期高齢者	1,210,543	
5 前期高齢者	2		5 前期高齢者	1,031,855	
6 都支出事業	198,797		6 老人保健	39	
7 共同事業	61,078		7 介護納付金	372,823	
8 財産収入	15,789		8 共同事業	164,588	
9 寄附金	1		9 保健事業	115,601	
10 繰入金	3		10 積立金	11,300	
11 繰越金	1,387,764		11 諸支出	2,102	
12 諸収入	15,746		12 予備費	739,423	
歳入合計	6,870,612		歳出合計	6,870,612	

▼未就学児被保険者数 三五〇人

三、保険料
保険料賦課額を次のとおりとする。

・被保険者一人当たり
平均月額 一八七、八六三円
年間月額 一五、六五五円
二十七年年度 一八七、一七二円

四、保険給付
別掲「保険給付のご案内」のとおりとする。

五、保健事業
被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化を図り効率的な運営に資するため、次の事業を実施する。

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施
(2) 健康家庭の表彰
(3) 育児書の配布

七、運営
組合運営のため、次のとおり会議を開催する。

(1) 組合会
通常組合会(一回)
臨時組合会(一回)

(2) 健康家庭の表彰
(3) 育児書の配布

- (2) 役員会
必要の都度随時開催
- ① 理事会
- ② 各種委員会
- ③ 監事会
- (3) 協力員事務打合せ(一回)
- (4) 管外研修会(一回)

平成二十八年年度東京美容国民健康保険組合歳入歳出ならびに国民健康法第二十七条第一項の規定による予算に直接関連して議決を求める事項は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の

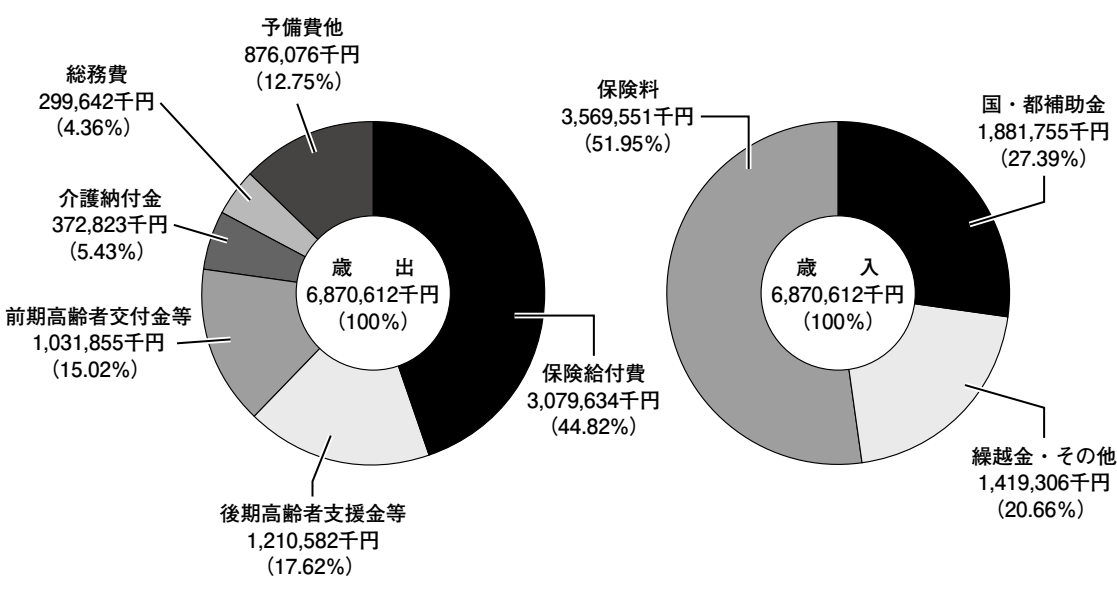
総額は六、八七〇、六一二千円とする。

第二条 借入金

第三条 特別積立金の繰替使用

第四条 歳入歳出予算の同一款内での各項目の金額を流用できる場合は次のとおりである。

1 保険給付に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目間の流用。



美容師の健康

東京美容国民健康保険組合

東京都新宿区西新宿2―1―1
新宿三井ビル TEL 03 (5908) 8201

(題 字：故 山 野 千 枝 子 先 生)

適正受診にご協力ください。

医療費が増加傾向にある昨今、多くの国民健康保険の財政は苦しい状況にあります。そして、増加していく医療費の中には、一人一人が保険証の適正受診を心がけることによって、抑えていけるものも含まれているのが現状です。皆様の国民健康保険、そして医療制度そのものを守っていくためにも、以下のことに留意しましょう。

○不必要な休日、夜間の受診は避けましょう。
「夜間の方が空いている」などの理由で軽い症状の方が休日や夜間に診療を受けるケースが増えています。それによって緊急性の高い重症の患者さんの診療に支障をきたす場合があります。受診の際には夜間、休日に受ける必要があるかどうか、もう一度考えましょう。

○同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。
重複する検査や投薬によって、体に悪影響を与える心配があります。

○薬のもらいすぎに注意しましょう。
用法、用量を守って、適正な服用をしましょう。

○ジェネリック医薬品の利用を考えましょう。
（後発医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用も安く済みます。医療機関や薬局に相談しましょう。

○かかりつけの医師を持ちましょう。
病状・病歴などを把握してもらうことで、素早い対応につながりやすくなります。

「保険給付」のご案内

病気やケガをしたとき

▽療養の給付

診療、治療、手術、処置、入院、薬剤の支給などによってかかった医療費の七割が、病気やケガが治るまで給付されます。

ただし義務教育就学前（六歳に達した三月三十一日）までは、八割、義務教育開始から六十九歳まで、七割、前期高齢者の方は八割また

は九割（現役並所得者は七割）となります。

（平成二十六年四月一日以降に七十歳に達する被保険者は八割（※①）、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達した被保険者について

は、引き続き軽減特例措置の対象の為九割（※②）

※①誕生日が昭和十九年四月二日以降の方

※②誕生日が昭和十四年四月二日から昭和十九年四月一日まで

の方

○割合の決定につきましては所得の確認が必要となります。

▽療養費（現金給付）

旅行中または急病など、緊急やむを得ない理由により保険診療を受けられなかったときは、費用額（審査決定した額）の給付割合が、現金で支給されます。

また、移送・接骨・柔道整復・あんま・はり・きゅう（医師の同意書が必要）・補装具（コルセ

70歳未満の自己負担限度額（1か月あたり）

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）× 1 % 〈多数該当：140,100円〉
イ	基礎控除後の所得 600万円超～ 901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）× 1 % 〈多数該当：93,000円〉
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）× 1 % 〈多数該当：44,400円〉
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 〈多数該当：44,400円〉
オ	住民税非課税	35,400円 〈多数該当：24,600円〉

※ 平成24年 4 月 1 日より入院現物給付制度に加え、外来診療の場合も現物給付制度が開始となりました。医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証の提示により病院で会計時に法定自己負担限度額までの支払いとなります。（必要時には、当組合までお問い合わせ下さい。申請により限度額適用認定証を発行します。）

※平成27年 1 月より、高額療養費制度の自己負担額の見直しが行われ、70歳未満の自己負担額の算定方法が変更されました。

70歳～74歳の自己負担限度額（1ヶ月あたり）

区 分	自己負担限度額	
	外来 （個人ごと）	入院 （世帯単位で合算）
一定以上 所得者 （現役並み所得者）	44,400円	80,100円＋ （医療費－267,000円）× 1 % 〈多数該当：44,400円〉
一 般	12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

※〈 〉内の金額は、年 4 回以上高額療養費を受けた場合の 4 回目以降の患者負担限度額です。

ット等）・小児弱視等の治療用眼鏡等弾性着衣等・生血（輸血）なども同様です。

に、世帯（組合員及び被保険者）の所得を証明する書類が必要となります。

▽高額療養費（現金給付）

保険診療による自己負担分（一部負担金（三割）が一人同じ月内、同じ医療機関で右記の限度額を超えて支払ったときは、申請によりその超えた額が支給されます。

差額ベッド料や保険診療外の費用は、支給の対象となりません。

○高額療養費の支給の際には、自己負担限度額を判定するため

特定健診・特定保健指導のご案内

医療構造改革における医療保険者の役割分担として、高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に対し、（平成20年 4 月から）、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務づけられ

ました。

皆さまには積極的に健診を受けていただき、生活習慣の見直しや、健康増進に役立て、当組合の財政、ひいては皆さまが納めている保険料にも反映されることをご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

一年に一度は特定健診を受診しましょう。事業主は従業員の健康増進のため健診受診を呼びかけましょう。

対象者… 40 歳～74 歳の方（今年度40 歳を迎える方も含みます）

配布時期… 6 月～8 月

人間ドックのご案内

協定施設にて人間ドックを受診した方に対して、助成を行っております。ぜひご利用下さい。

注…協定施設以外で受

にかけて
送付先…健康保険証に記載の現住所
健診料金…無料（自己負担 0）

※平成28年 4 月 1 日以降に加入した方が特定健診をご希望する場合は事務局までご連絡ください。

診された場合は助成できません。（平成21年 4 月より）

申込方法
協定施設でご予約を済ませた後、事務局にご連絡ください。申請用紙を送付いたします。

※協定施設を通じて特定健診部分の受診結果をいただく場合があります。ご了承ください。

※既に人間ドックを受診された（る）方は、特定健康診査の検査項目が含まれておりますので、特定健康診査は受診できません。（同一年度内）



多摩ブロック

お客様が笑顔になる
ヘアデザインを学ぶ

多摩ブロック（稲葉勝美ブロック長）では、教育部（金丸保一部長）企画で、あなたが「知りたかった」、お客様が「なりたかった」、「やりたかった」ヘアデザインの展示講習会を平成28年2月23日（火）午後2時より国分寺労政会館に於いて開催しました。

TBA（東京美容家集団）が制作したミドルエイジからシニアのお客様が絶対に笑顔になる：大好評の「Ladyのための『もっと素敵』が見つかるHair Book」を使いながら、ミドルエイジからの組合員さんのサロンにいらつしやるお客様に喜んで頂けるヘアデザインの数々を、TBA常任指導委員、全美連バーマテクニカルリードトレーナーである当ブロックが誇る小高正樹先生に、丁寧に分りやすく感動を持って伝授して頂きました。



尚、美・プラザ協同組合とオリリー化粧品からのデモスト付でのプレゼンもあり、盛りだくさんの講習会に大勢の参加者は大満足で帰途に就きました。

サロン繁栄
勉強会報告

プリンターで創る
簡単ネイルアート

東京認定美容師会（鈴木則子会長）主催の「サロン繁栄勉強会」、2月26日（金）午後7時より美容会館2階で開催されました。

今回のテーマは「AUTO ZALLオートネイル」で、ベースとなるジェルを塗った爪に専用のプリンターでネイルアートをプリントすることで、高い技術力を持ったネイリストでも手間と時間のかかる複雑、繊細なデザインも爪1本1分といった短時間でネイルアートが完成するというもの。

メーカーのインストラクターから、ネイル市場の現状やオートネイルの概要説明を聞いた後、実際にオートネイルのデモンストレーションを見学。ネイルのデザインは、予め用意されたデザインサンプルから好みのアートを選ぶことも、自分のペットの写真を取り込んでオリジナルデザインを創ることも可能で、ネイルアートの新しい楽しみ方が広がる最新ツールでした。



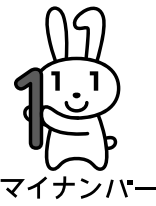
平成28年度（前期）
初心者・基礎コース パソコン講習会

- パソコン入門コース
- ワード基礎コース
- エクセル基礎コース
- 今から始めるタブレット

※詳細は本紙同封のチラシで

受講料	1コース 1,200円 ~1,300円
会場	富士通エフ・オー・エム（株） 港区海岸1-16-1（ニューピア竹芝サウスタワー14階）
申込先	B A東京事務局にお電話で Tel.03-3370-2131へ
締切日	コースにより異なりますので同封のチラシを参照
主催	東京都生活衛生営業指導センター
協力	東京都美容生活衛生同業組合（B A東京）

知って
おもう マイナンバー制度 ①



マイナンバー

関にマイナンバーを提示する場合があります。

(1)マイナンバーはどのような場面で使うの？

マイナンバーは社会保険、税、災害対策の行政手続きで必要です。そして、これらの行政手続きにしか使えません。年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

又、税や社会保険の手続きを勤務先の事業主や金融機関などが個人に代わって手続きを行う場合があります。一定の取引のある金融機

(2)預貯金や資産まで行政の職員に見られてしまうの？

平成30年を目途に預貯金口座へのマイナンバーの付番が始まる予定です。但し、預貯金口座へのマイナンバーの付番は義務ではなく、あくまでも任意となつています。また、利用目的も金融機関が破たんした時の自己資産保全のための預貯金額の合算に利用できたり、税務調査や生活保護などの資産調査で利用できたりすることに限定されており、行政などが広く資産を把握するためではありません。

(3)個人番号カードはどんなもの？
その使い道は？

マイナンバーに関するお問い合わせは
総合フリーダイヤル
0120・95・0178

平成28年
経済センサス
活動調査にご協力を

総務省と経済産業省は、平成28年6月1日現在で「平成28年経済センサス・活動調査」を実施します。この調査は、全国の全ての事業所及び企業が対象になります。従って、組合員の皆様の店舗も全て対象となります。

調査票は、東京都が任命した調査員がお伺いして直接配布するか、国から郵送されます。調査員がお伺いする場合は、必ず「調査員証」又は「業

め用意されたデザインサンプルから好みのアートを選ぶことも、自分のペットの写真を取り込んでオリジナルデザインを創ることも可能で、ネイルアートの新しい楽しみ方が広がる最新ツールでした。

美容師の仕事は勤務奉仕と思っていないでしようか。又、買った商品まで無料で提供することを親切とかサービスと勘違いしていませんか。リンス替わりのトリートメント剤、頭皮やダメージヘアの保護剤、仕上げに使う各種整髪料、その他書き出せばきりが無い程化粧品は多様化しています。それも結構高額商品です。他の職業に買った商品でも無料で提供している会社はありません。買った商品を使用すれば、その対価は頂かなければ健全経営はできません。世の中の便利なサービスには我々は当然のようにお金

代々木交差点

BA東京で各種制度等をご利用ください

- 美容所賠償責任補償制度
- 総合福祉共済制度
- 休業補償共済制度
- 災害共助会
- 総合火災保険
- 日本政策金融公庫融資
- 労働保険事務組合
- 高齢者運転免許自主返納制度
- 永年勤続表彰
- 福祉美容サービスセンター
- 着付師社内検定制度
- 着付け職種技能検定
- 美容技術コンクール
- 経営・技術講習会
- 税務・労務・法律相談
- 東京美容家集団（TBA）
- 東京認定美容師会
- 青年会succeed

お問合せ：BA東京（東京都美容生活衛生同業組合）

Tel.03-3370-2131
http://www.beauty-city.com

